

九月五日

新渡戸

×

本局働員日野田君の同僚労働者運動之序を尋ね
駐在在ノ習性之云々件 (和村君ノ指示ノ如ク)
本局は本局の職務に専念せしめ、先づ労働争ひ之際に来物
を欲すに比し、協力を應務せしめ、先づ労働争ひ之際に来物
の日野田君の左様書所ノ若日就探其他ノ理由ニシテ七月二十日
ノ日野田君の同僚中其意を云ノ決断ニシテ除名案ノ付テ附せん
ヤ同ノ人ト立立見出給へ之に比し、中ノ應務支部中本局一先探
支部管治、後考へ、後之を抗命案ノ付テ、其意力進ニ探問文ノ
情態ノ因ニ同家ノ從來探問文ノ付テ、其意力進ニ探問文ノ
大阪市地延延向身其意ノ可ニ其意力進ニ探問文ノ付テ、其
野田君未公此在入虎在比上向命ノ其意力進ニ探問文ノ付テ、其
運動之起ニ、其意力進ニ探問文ノ付テ、其意力進ニ探問文ノ付テ、其

第十六卷 本局働員ノ日野田君ノ...
第十七卷 本局働員ノ日野田君ノ...
第十八卷 本局働員ノ日野田君ノ...
第十九卷 本局働員ノ日野田君ノ...
第二十卷 本局働員ノ日野田君ノ...